

工事を実行するみなさまへ (盛土規制法による土石の堆積に関する工事の許可)

この資料は、「土石の堆積に関する工事について、盛土規制法第12条第1項の許可を受けた工事」の工事実行者、現場管理者及び設計者（工事監理者を含む。以下、同じ。）が、当該工事の施行にあたって、留意すべき事項（工事主が留意すべき事項のうち、工事実行者に関する事項を含む。）をまとめたものです。

工事実行者、現場管理者及び設計者のみなさまは、この資料を必ず御覧になった上で、工事に着手してください。

※ 「盛土規制法第15条第1項の規定により許可があったものとみなす工事」についても、この資料を準用します。

(この資料の目次)

1	許可及び規定等の確認	2
2	標識の掲示	2
3	工事の着手	2
4	工事実行中の措置及び対応等	2
5	工事に係る手続等	3
6	工事の廃止	3
7	工事の計画の変更	3
8	定期報告	4
9	市細則による指定工程の確認	4
10	土石の堆積を行うために必要な工事の完了の確認	5
11	現場確認（市細則による指定工程の確認・土石の堆積を行うために必要な工事の完了の確認 ・全ての土石の除却の確認）	5
12	写真の撮影	6
13	工事実行状況に係る資料	6
14	土石の除却の完了	7

(工事に係る担当部署)

区域区分	担当部署		電話	電子メール
市街化区域 の場合	建築局 宅地審査課 指導担当	北東部（緑・青葉・都筑・鶴見・ 西・中・港北）	045-671-4516 045-671-4518	kc-taku- mail@city.yokohama.lg.jp
		南西部（南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・ 泉・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・ 神奈川）	045-671-4515 045-671-4517	
市街化調整 区域の場合	建築局 調整区域課 指導担当		045-671-4521	kc-chou- mail@city.yokohama.lg.jp

(この資料の用語の定義)

用語	定義
盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法
盛土規制法政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
盛土規制法省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
盛土規制法細則	横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
開発調整条例	横浜市開発事業等の調整等に関する条例
工事主	盛土規制法の許可を受けた者
工事	土石の堆積に関する工事（ <u>土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事</u> <u>及び堆積した土石等を除却する工事</u> のことをいいます。）
担当部署	上記（工事に係る担当部署）のとおり。

(様式がダウンロードできる横浜市のウェブサイト)

盛土規制法による許可関係	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuuchi/morido/shoshiki-morido.html
工事実行関係	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuuchi/koji.html

1 許可及び規定等の確認

工事主、工事施行者、設計者及び現場管理者は、許可を受けたら、許可の内容及び許可の条件を確認するとともに、盛土規制法、盛土規制法政令、盛土規制法省令、盛土規制法細則及び盛土規制法の手引の規定を確認した上で、工事の施行を行わなければなりません。（許可条件）

2 標識の掲示

(1) **掲示が必要な標識**（盛土規制法第49条）

工事主は、許可を受けたら、「土石の堆積に関する工事の許可済標識（様式あり）」を掲示しなければなりません。

(2) **標識の掲示の方法**（盛土規制法細則第26条・許可条件）

(1)の標識の掲示は、次のアからオに掲げるとおり行うものとします。

ア 標識は、工事施行区域が道路に接する部分に設置すること。

イ 標識は、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理すること。

ウ 「土石の堆積に関する工事の許可済標識」に貼付する見取図は、許可に係る土石の堆積計画平面図とすること。

エ 標識は、工事に係る全ての土石の除却が完了するまでの間掲示すること。

オ 設置した標識に記載した事項又は貼付した土石の堆積計画平面図について変更があった場合は、速やかに、当該標識の記載事項の修正若しくは追記又は土石の堆積計画平面図の貼替えを行うこと。

3 工事の着手

(1) **工事着手の届出**（盛土規制法細則第18条・許可条件）

工事主が工事に着手しようとするときは、工事の現場管理者を定め、工事着手前に担当部署に次の表の図書（1部）を提出する必要があります。

提出が必要な図書	備考
宅地造成等に関する工事の着手届出書（様式あり）	・ 盛土規制法の許可の場合に提出が必要です。
緊急連絡体制表（様式あり）	
主要な工事の工程表	
2(1)の標識の写真（遠景・近景）	・ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面が確認できるものとします。
その他市長が必要と認めるもの	

(2) **許可の条件による工事の着手**（許可条件）

許可のときに、工事の着手に条件を付している場合がありますので、留意してください。

(3) **工事着手前の説明等**（許可の付記事項）

許可を受けた工事の工事主、工事施行者及び現場管理者は、工事の着手前に、工事の内容及び工事による工事施行区域周辺の環境への影響について、周辺地域住民に説明し、調整を図ってください。

4 工事施行中の措置及び対応等

(1) **災害防止措置**（許可条件）

工事の工事施行者及び現場管理者は、工事施行中において、常時安全な状態に保ち、崖崩れ又は土砂の流出による災害（以下「災害」といいます。）を防止する措置を講じなければなりません。この場合において、流土止め、山留め、土のう、防水シート、土堰堤、排水施設、調整池及び沈砂池その他の災害を防止するために必要なもの（仮設のものを含む。）を設置し、工事の施行期間中、その機能を損なわないよう、維持管理を行うものとします。

(2) **大雨時等の措置**（許可条件）

大雨時及び気象通報により大雨が予測されるときは、工事施行者又は現場管理者は、工事の現場に常駐しなければならず、また、工事の工事施行者は、工事を中断し、大雨による災害を防止する措置を講じなければなりません。

(3) **災害発生時の措置等**（許可条件）

工事に伴う災害が発生した場合は、工事の工事施行者及び現場管理者は、速やかに、二次災害の発生及び災害の拡大を防止する応急措置を講ずるとともに、担当部署、土木事務所及び消防署に当該災害に係る事項について報告しなければなりません。

(4) **工事の中止等**（許可条件）

工事主、工事施行者及び現場管理者は、工事をやむを得ず中止する場合は、あらかじめ、その旨を担当部署に届け出るとともに、中断による災害の発生を防止する措置を講じなければなりません。

(6) **工事施行中の周知**（許可の付記事項）

工事主、工事施行者及び現場管理者は、工事の着手から工事に係る全ての土石を除却するまでの間、定期的に施行する工事の工程及び当該工程の工事による工事施行区域周辺への影響について、周辺地域住民に周知してください。

(7) **第三者の立入防止措置**（許可の付記事項）

工事施行者及び現場管理者は、工事施行区域内に第三者が容易に立ち入ることができない措置を講じてください。

(8) 交通整理員の配置 (許可の付記事項)

工事施行者及び現場管理者は、工事車両の通行による事故の発生を防止し、及び当該車両以外の車両及び歩行者の通行の安全を確保するよう、工事車両の工事施行区域への出入口その他の安全上必要な箇所に、工事施行中において交通整理員を常時配置してください。

(9) 工事の施行方法の一連性 (許可の付記事項)

許可を受けた工事とそれ以外の工事の施行方法が一連する場合は、一体のものと取り扱う場合があります。工事施行者は、工事施行区域の外周に仮囲い等を設置し、許可を受けた工事とそれ以外の工事が一連しないようにしてください。

5 工事に係る手続等 (許可の付記事項)

(1) 道路管理者との協議等

工事主、工事施行者及び現場管理者は、工事車両による土石の搬入出のために使用する道路について、工事着手前に道路管理者と協議し、その指示に従ってください。

なお、工事の施行に伴い道路及び下水道その他の公共施設等を破損又は汚損した場合は、公共施設管理者等の指示に従って、自費で原状復旧してください。

(2) 道水路境界杭

工事主及び工事施行者は、工事の施行に当たり、道水路に係る境界杭が移動又は損傷するおそれがあるときは、当該境界杭の存置・復元方法等について、あらかじめ、土木事務所と協議してください。また、道水路に係る境界杭の移動又は損傷が生じた場合は、速やかに土木事務所に報告してください。

(3) 道水路の占用

工事主及び工事施行者は、道路法による道路を占用して工事を施行する場合は、道路法第32条の規定により、あらかじめ、道路占用許可申請書を土木事務所に提出し、道路管理者の許可を受けてください。また、工事施行区域周辺の道水路に、工事の資材及び器材等を放置しないでください。

(4) 道路の自費工事

工事主及び工事施行者は、道路法による道路に係る工事を施行する場合は、道路法第24条及び道路管理者以外の者の行う道路の工事等に関する規則の規定により、あらかじめ、道路工事等施行承認申請書を土木事務所に提出し、道路管理者の承認を受けなければなりません。

(5) 下水道の自費工事

工事主及び工事施行者は、工事施行区域外の公共・一般下水道施設に関する工事を行おうとするときは、下水道法第16条及び横浜市下水道条例第33条の規定により、あらかじめ、公共・一般下水道施設築造工事等申請書を土木事務所に提出し、市長の承認を受けなければなりません。

(6) 排水設備の計画の確認

工事主及び工事施行者は、工事に伴い排水設備の新設、増設又は改築を行おうとするときは、あらかじめ、横浜市下水道条例第4条の規定による排水設備の計画の確認を受けなければなりません。

(7) 排水施設の接続

工事主及び工事施行者は、排水施設を私有管等に接続する場合及び新たに私道内に設ける場合は、当該権利者に対し事前にその旨を説明し、トラブルにならないよう対応してください。

6 工事の廃止

(1) 土石の堆積の開始前の工事の廃止 (許可条件)

工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、工事主及び工事施行者は、工事に伴う災害の発生を防止する措置及び工事によって損なわれた公共施設等の機能を回復する措置を講ずるとともに、工事主は、「開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式あり）」（1部）を担当部署に提出しなければなりません。この場合において、工事主は、当該措置が適切に講ぜられたかについて市長の確認を受けた後に、当該工事を廃止するものとします。

(2) 土石の堆積の開始後の工事の廃止 (許可条件)

許可を受けた工事に係る土石の堆積を開始している場合は、当該工事を廃止するときは、当該土石を全て除却したうえで、法第17条第4項の土石の除却確認を申請しなければなりません。

7 工事の計画の変更

(1) 変更に係る工事の着手 (許可条件)

工事主は、工事の計画どおりの工事施行が困難な場合など、工事の計画を変更しようとするときは、次のアかつイに掲げる確認又はウに掲げる許可を受けた後（工事施行区域の範囲が拡大する変更の場合又は土石の堆積を開始した後の計画の変更の場合にあっては、ウに掲げる許可を受けた後）に、当該変更に係る工事に着手しなければなりません。

ア 公共施設管理者等（市長）との変更事前協議における、当該変更に係る工事の計画が基準に適合していることの確認

イ 担当部署との変更事前協議における、当該変更に係る工事の計画が基準に適合していることの確認
ウ 都市計画法第35条の2第1項又は盛土規制法第16条第1項の変更の許可

(2) 土質等が計画と異なる場合 (許可条件)

工事主、設計者、工事施行者及び現場管理者は、工事の現場の土質及び地盤の許容応力度が、工事の計画と異なる場合は、速やかに、担当部署に報告するとともに、必要に応じて地盤調査又は工事の計画の変更を行わなければなりません。

8 定期報告 (盛土規制法第 19 条)

工事主は、許可通知書又は許可証等に添付された定期報告についての通知文を参照し、定期報告が必要な場合は、3 月ごと（初回は許可の日から 3 か月以内、2 回目以後は前回の提出から 3 か月以内）に次の表の図書（1 部）を担当部署に提出しなければなりません。

※ 開発許可の場合も、定期報告が必要な工事があります。

定期報告が必要な図書	備考等
土石の堆積に関する工事に係る定期報告書（様式あり）	
報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	<ul style="list-style-type: none">定期報告書の提出日の 7 日以内に撮影したものに限ります。土石の堆積を行っている土地及びその周辺の土地の全体が写るように、複数以上撮影したものの提出が必要です。
上記写真を撮影した箇所を示した図面	<ul style="list-style-type: none">土石の堆積計画平面図等に、3 の写真を撮影した箇所を明示したものの提出が必要です。必要に応じて工事を施行した範囲及び土石の堆積を行っている範囲を明示してください。
その他市長が必要と認める図書	

9 市細則による指定工程の確認 (盛土規制法細則第 19 条第 2 項及び第 3 項・許可条件)

（1）指定工程に係る届出及び確認

工事実行者は、市長が指定する工程（(2)の表のとおり。）（以下「指定工程」といいます。）に達するときは、その旨を担当部署に口頭にて届け出なければなりません。

また、届出があったときは、担当部署が当該工程に係る工事について基準に適合しているかどうかの確認（原則として現地での確認）を行うものとします。

※ 別途、現場確認の予約が必要です。詳しくは、11 を参照してください。

※ 工事の施工状況等により、写真その他の図書による確認とする場合や、確認を不要とする場合がありますが、原則として現地での確認を行いますので、現地確認を行うことを踏まえて工程を組んでください。

（2）指定工程

なし

あり（次の表のとおり。）

工事区分	工程

（3）指定工程の現地確認等

工事主、工事実行者、設計者及び現場管理者は、担当部署が指定工程に係る工事について確認を行う場合は、これに協力しなければなりません。

※ 現地確認を行う場合は、現地に図面（許可を受けたときの図面（変更の事前協議を行った場合又は変更許可を受けた場合は、変更後のもの））及び 13(1)の資料を用意しておくものとします。

（4）指定工程の後の工程の着手

担当部署が指定工程の確認を行う場合は、確認を行う指定工程後の工程に係る工事は、当該指定工程に係る工事が基準に適合していることを確認した後でなければ、することができないものとします。

10 土石の堆積を行うために必要な工事の完了の確認

(1) 完了の届出（市細則第19条第6項・許可条件）

工事施行者は、土石の堆積を行うために必要な工事が完了したときは、速やかに、「土石の堆積を行うために必要な工事の完了届出書（様式あり）」に、位置図及び土石の堆積計画平面図を添付したもの（1部）を担当部署に提出して、その旨を届け出なければなりません。

※ 別途、現場確認の予約が必要です。詳しくは、11を参照してください。

(2) 工事施行状況報告書の提出（市細則第19条第7項・許可条件）

工事施行者は、土石の堆積を行うために必要な工事が完了したときは、速やかに、「土石の堆積前の工事の施工状況報告書（様式あり）」に次の表に掲げる工事の施行が基準に適合していることを確認できる図書を添付したもの（1部）を担当部署に提出しなければなりません。

添付図書	添付が必要な場合	備考
工事施工写真	全件	<ul style="list-style-type: none">12を参照してください。13(1)のとおり、整理したものと提出してください。
地盤改良・碎石置換に係る資料	地盤改良・碎石置換を行った場合	<ul style="list-style-type: none">改良・置換底（支持地盤面）の土質、改良・置換深さ（写真）、改良・置換後床付面（写真）、施工状況（写真）、改良土の強度試験（データ、写真）（地盤改良の場合）深層混合処理での地盤改良の場合の必要な添付書類は、担当部署に確認してください。
地盤調査に係る資料	工事着手後に地盤調査を行った場合	<ul style="list-style-type: none">工事着手後に、平板載荷試験等の地盤調査を行った場合は、調査結果資料一式と提出してください。
軟弱地盤対策に係る資料	軟弱地盤対策工を行った場合	
構台・鋼矢板等の構造物に係る工事	構台・鋼矢板等の構造物に係る工事を行った場合	<ul style="list-style-type: none">必要な添付書類は、担当部署に確認してください。
その他市長が必要と認める資料		

(3) 現地確認等（市細則第19条第7項・許可条件）

工事主、工事施行者、設計者及び現場管理者は、担当部署が完了した土石の堆積を行うために必要な工事について確認を行うときは、これに協力しなければなりません。

※ 現地確認を行うときは、現地に図面（許可を受けたときの図面（変更の事前協議を行った場合又は変更許可を受けた場合は、変更後のもの））及び13(1)の資料を用意しておくものとします。

※ 土石の堆積を行う地盤面（当該地盤面で地耐力が不足する場合は、さらに掘削した後の支持地盤面（※））が確認できるようにし、コーンペネトロメーター等の器具又は平板載荷試験等の結果を用意するものとします。

なお、擁壁を設置する地盤面から支持地盤面までの深さ1メートルを超える場合は、計画の変更が必要な場合があるため、現地確認の前に、設計者を通じて、担当部署に報告するものとします。

(4) 関係部署の確認（許可条件）

工事主は、(1)の土石の堆積を行うために必要な工事の完了届出書を提出したときは、速やかに、土木事務所（工事施行区域が1,000平方メートル未満の場合）又は下水道河川局管路保全課（工事施行区域が1,000平方メートル以上の場合）にその旨を届け出、排水施設について完了検査を受けなければなりません。

(5) 土石の堆積の開始（市細則第19条第8項・許可条件）

担当部署が、土石の堆積を行うために必要な工事が基準に適合していることを確認（現地確認及び提出された図書により確認）し、その旨を工事主に通知した後でなければ、工事主及び工事施行者は、土石の堆積を開始してはなりません。

11 現場確認（市細則による指定工程の確認・土石の堆積を行うために必要な工事の完了の確認・全ての土石の除却の確認）

(1) 現場確認を行う日時

区域区分	区	現場確認を行う日時	
		曜日 (横浜市の休日を除く。)	時間
市街化区域	鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、旭、港北、緑、瀬谷、泉青葉、都筑	月・火・木・金	午後 (時間の指定はできません。)
	港南	月～金	
	磯子・金沢	火・金	
	戸塚・栄	月・水・木	
市街化調整区域		建築局調整区域課の担当に御確認ください。	

(2) 現場確認の予約

工事施行者、設計者又は現場管理者は、現場確認を希望する日の2開庁日前までに、担当部署に電話して、又は担当部署の窓口にて、現場確認の予約をしてください。（予約状況によっては、希望日に現場確認を行うことができない場合があります。）

(3) 現場確認の前の自主確認

工事施行者、設計者及び現場管理者は、現場確認を受ける前に、あらかじめ基準に適合しているか、及び工事の計画のとおりであるか自主確認（必要な地盤調査等の実施を含みます。）を行ってください。

(4) 現場確認の予約変更（中止・延期）

工事施行者、設計者又は現場管理者は、自主確認の結果や、工事の進捗、天候等により、予約した日に現場確認を行うことが困難な場合は、必ず予約した日の午前8:45～9:00に担当部署に電話して、その旨をお伝えください。

※ 現場確認に係る工程が完了していない場合は、現場確認は実施しません。

(5) 現場検査・確認の時間確認等

工事施行者、設計者又は現場管理者は、現場確認の予約日当日の午前10:00～12:00に、必ず担当部署に電話して、現場確認の時間を確認してください。また、その際に、自主確認の状況を報告してください。

※ 交通状況や、前の現場確認の状況等により、お伝えする時間から前後する場合がありますので、御了承ください。

12 写真の撮影（盛土規制法細則第19条第4項及び第7項並びに第23条第2項・許可条件）

(1) 写真の撮影

工事施行者及び現場管理者は、工事の施行が基準に適合していることを確認できるように、写真を撮影しなければなりません。

(2) 写真を撮影する必要があるもの

工事区分	撮影するもの
土石を堆積する土地に係る工事	<ul style="list-style-type: none">地盤の許容応力度の確認状況軟弱地盤の除却・地盤改良等の状況（全体が確認できるもの）整地後の状況（全体が確認できるもの）土地の勾配の計測状況（遠景・近景）土石を堆積する土地の範囲の明示の状況（遠景・近景）（全体が確認できるもの）砂・砂礫の敷設その他の排水に係る措置の状況（全体が確認できるもの）
空地に係る工事	<ul style="list-style-type: none">整地後の状況（全体が確認できるもの）土地の勾配の計測状況（遠景・近景）空地の幅の計測状況（遠景・近景）（全体が確認できるもの）空地の範囲の明示の状況（遠景・近景）（全体が確認できるもの）
柵等に係る工事	<ul style="list-style-type: none">設置状況（遠景・近景）（全体が確認できるもの）
排水施設・沈砂池に係る工事	<ul style="list-style-type: none">排水施設の設置状況（全体が確認できるもの）沈砂池の設置状況（全体が確認できるもの）
防水性のシート等で覆う工事	<ul style="list-style-type: none">シートで覆った状況（シートの固定状況が分かるもの）（全体が確認できるもの）堆積した土石の勾配の計測状況（近景・遠景）
構台・鋼矢板等の構造物に係る工事	<ul style="list-style-type: none">担当部署に撮影が必要なものを確認してください。

(3) 写真の撮影方法

写真是、次のアからオのとおり、撮影しなければなりません。

ア 工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影すること。

※ 工事の場所、工事の内容（土石を堆積する土地に係る工事、空地に係る工事等）、工程の内容（整地、境界杭の設置等）、工程に係る計画の内容（土地の勾配、空地の幅等）及び撮影年月日を記入した黒板等をあてて撮影するものとします。

イ 空地又は柵その他の工作物を撮影する場合は、当該空地、工作物に箱尺等の測定器具をあてて、近景及び遠景で撮影し、当該工作物の寸法及び計測箇所が明確に確認できるように撮影すること。

ウ 工事の内容が異なる場合及び工事の工程が異なる場合は、工事の内容ごと、かつ、工事の工程ごとに撮影すること。

エ 同一の工事の工程であっても、当該工事を施行する延長が20メートルを超える場合は、延長20メートルを標準とする範囲ごとに撮影すること。

オ 工事に着手する前、土石の堆積を行うために必要な工事が完了した時及び工事に係る全ての土石の除却が完了した時の状況を遠景及び近景で撮影すること。

13 工事実行状況に係る資料（盛土規制法細則第19条第4項、第5項及び第7項並びに第23条第2項・許可条件）

(1) 写真の整理及び資料の保管

工事施行者及び現場管理者は、12の撮影した写真と、工事の施行が基準に適合していることを確認できる図書（10(2)の表を参照してください。）を整理して資料として整備し、土石の除却に係る確認済証

の交付を受けるまで保管しなければなりません。

※ 擁壁の写真は、土石の堆積ごとに、工程の順に並べて整理し、インデックス、土石の堆積計画平面図等を使用して、分かりやすいものとしてください。

※ コーンペネトロメーターの計測に係る資料（換算表を含む。）及び平板載荷試験等の地盤調査の結果は、写真と一緒に保管してください。

※ 撮影した写真では、工事の施行状況等が分かりにくい場合は、写真を掲載する紙面の余白に、説明を補記してください。

(2) 資料の提出

工事の工事施行者及び現場管理者は、担当部署が、(1)の資料の提出を求めた場合は、当該資料を担当部署に提出しなければなりません。

※ 当該資料は、工事の現場に常に備えておくようにしてください。

14 土石の除却の完了

(1) 土石の除却（許可条件）

許可を受けた工事に係る土石は、許可に係る工事完了予定年月日までに全て除却しなければなりません。この場合において、当該除却には、当該工事に係る省令第32条に規定する構造物（構台等）及び省令第34条第1項に規定する鋼矢板等その他の市長が安全上必要と認めるものの除却を含むものとします。

なお、許可に係る工事完了予定年月日までに除却されたかった土石であって、当該土石が5年を超えて堆積が行われている場合は、当該土石の堆積は、宅地造成又は特定盛土等として取り扱うものとします（宅地造成及び特定盛土等に関する工事の基準に適合させる必要があります。）。

(2) 土石の堆積に関する工事の確認申請書等の提出・現場確認（盛土規制法第17条第4項）

工事に係る全ての土石の除却が完了したときは、工事主は、担当部署に次の表の図書（1部）を提出し、除却の確認（現場検査及び(4)の工事施行状況報告書の審査）を受ける必要があります。

※ 全ての土石の除却が完了した日から4日以内に提出する必要があります。

※ 別途、現場検査の予約が必要です。担当部署が行う現場検査の詳細は、11を参照してください。

提出が必要な図書

土石の堆積に関する工事の確認申請書（様式あり）

位置図

土石の堆積計画平面図

(3) 関係部署の確認（許可条件）

工事主は、(2)の土石の堆積に関する工事の確認申請書を提出したときは、速やかに、土木事務所（工事施行区域が1,000平方メートル未満の場合）又は下水道河川局管路保全課（工事施行区域が1,000平方メートル以上の場合）にその旨を届け出て、排水施設について確認を受けなければなりません。

(4) 工事施行状況報告書の提出（盛土規制法細則第23条第2項・許可条件）

工事主は、(2)の土石の堆積に関する工事の確認申請書の提出後、速やかに、「土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書（様式あり）」に、土石の除却を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真（全体が確認できるもの）を添付したもの（1部）を担当部署に提出しなければなりません。

※ 工事の内容によっては、その他に添付が必要となる図書がある場合があります。